

医療法人のゆくえ

税理士 嶋 賢治

2007年頃より医療法人の方向性に変化が見えだしました。その年の4月以降は持分なしの医療法人し

か設立できなくなり、解散時の残余財産はすべて国等のものになることになりました。

「医療法人制度改革」のパンフレットによれば、①非営利性の徹底により、適切な経営資源の投入を図ること②公益性の確立により、住民が望む医療の提供をすること③医療法人の理事、監事、社員総会等の各機能の明確化を通じて効率的な医療経営の推進をすること④医療法人の透明な医療経営の実現を確保し、住民からの信頼を確保すること。⑤これらを

通じて、住民が支える安定した医療経営を実現すること。を基本的な考え方としています。

その背景は、それまでの持分あり「社員の医療法人」から「国民・住民の医療法人」へと、いう大きなパラダイムシフトがあり、さらにその背後には、地域医療構想を踏まえた病院の再編統合への布石という意味合いが含まれるとの指摘があります。各病院に対しては今回の新たな制度上の「持分なし医療法人への移行」に関する分厚い説明資料や認定申請

書が送付されてきました。前回の3年間で全国合計13件しか移行が無かったことを踏まえて、前号でお知らせしましたようにハードルを大幅に下げてまでの行政の力の入れ様が垣間見えます。

つまり、社会保険診療に関しては国が大きく関与しているのだから、その医療的財産の私有は極力排除するという方針がはっきり見て取れます。確かに病院や内部留保の多額に上る診療所にとって、法人の財産的価値についての贈与

税や相続税は大きな問題で、その解決には今回は最後のチャンスでしょう。

しかし、毎期生ずる利益を、役員報酬でカットでき、少々の蓄積した利益も役員退職金で相殺できるような一人医師医療法人は、特に「持分なし」に移行すべき理由は見当たりません。事業継承する親族には早めの相続対策を取ることで、節税を図れます。せっかくの医療上の財産をみすみす放棄するのは、よほどの事情が無い限りもつたいない気がします。